

令和8年度被災建築物応急危険度判定士認定等補助業務 仕様書

- 1 業務名 令和8年度被災建築物応急危険度判定士認定等補助業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- 3 履行場所 土木部建築指導課の指定するところ
- 4 業務の概要
  - 1) 被災建築物応急危険度判定士認定講習会の実施
  - 2) 判定士認定の事務に関する補助
  - 3) 被災建築物応急危険度判定支援体制整備に関する補助等

5 業務の詳細

1 被災建築物応急危険度判定士認定講習会の実施

講義（座学）講習及び現地模擬訓練を各1回ずつ実施する。

ア 講習会案内状の印刷、送付、受講申込受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会案内状を作成、配布、広く周知する。</li> <li>・当年度更新対象者に対し、案内状を郵送する。</li> <li>・講習会受講の申込受付を行い、参加者名簿を作成して発注者に通知する。</li> </ul>
イ 講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会の会場の手配及び設営を行う。</li> <li>・講習会の受付を行う。</li> <li>・当日の進行管理を行う。</li> <li>・発注者又は模擬訓練協力自治体等との協議を行う。</li> <li>・資料の事前作成及び配布等を行う。</li> <li>・講師については建築指導課の職員で行う。</li> </ul>
ウ 修了証の印刷、交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講修了証の作成及び交付を行う。</li> </ul>
エ 講習修了者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者一覧、講習修了者台帳の作成を行う。</li> </ul>
オ その他講習会開催に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地模擬訓練の場合は、一般財団法人 日本建築防災協会（全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局）に対し、参加者に対する保険の支払を行う。</li> </ul>

2 判定士認定の事務に関する補助

ア 認定申請関係書類の印刷、配付並びに申請指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請関係書類の印刷、講習会当日に受講者へ配布</li> <li>・申請書記載要領その他申請手続きの指導</li> </ul>
イ 判定士認定申請書の受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定士認定申請書の審査（提出部数、記載漏れ確認）、受付処理、申請書の発注者への送付</li> <li>・認定申請者一覧台帳（申請書の記載事項について全ての項目）の作成</li> </ul>
ウ 認定証の作成補助及び配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定士認定証（カード）の作成</li> <li>・申請者への配布（郵送）</li> </ul>
エ その他判定士認定に関する協力事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡網への反映</li> </ul>

### 3 被災建築物応急危険度判定支援体制整備に関する補助等

ア 緊急連絡網の作成	・判定士参集要請用の緊急連絡網の作成 ・連絡体制（班編成等）の整備、連絡要領の指導、班長等への連絡網の配布
イ 連絡訓練の実施	・電話連絡訓練の実施 ・実施結果の発注者への報告
ウ 応急危険度判定制度の普及啓発に関する協力	・発注者（支援本部）との体制整備及び調整

### 6 特記事項等

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 7 その他

#### 1) 委託者事務予定

令和8年7月頃	緊急連絡網の作成
令和8年9月から11月頃	講義講習の実施→判定士認定事務
令和9年1月15日	電話連絡訓練の実施
令和9年3月上旬	緊急連絡網の最終更新

※現地模擬訓練及びこれに伴う判定士認定事務については、訓練対象物件が特定でき次第、実施時期についての協議を行う。

#### 2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当：香川県土木部建築指導課 審査指導グループ 土居 輝、太田 樹里

電話：087-832-3560